

公有地の先買いに係る事業用途一覧表

〔公有地の拡大の推進に関する法律〕

(先買いに係る土地の管理)

第九条 第六条第一項の手続により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。

- 一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設に関する事業
- 二 土地収用法第三条各号に掲げる施設に関する事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業
- 四 (略)

1 法第九条第一項第一号

都市計画法

(定義)

第四条第五項 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設→(空港、港湾、軌道)
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地→(運動場、遊歩道)
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設→(地域冷暖房施設、ごみ処理施設(ごみ運搬用管路を含む。)、石油パイプライン、中水道施設。)
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設→(博物館、美術館、会議場、展示場、公民館、体育館等)
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設→(保健所、診療所、助産所、乳児院、母子寮、養護老人ホーム)
- 七 市場、と畜場又は火葬場
- 八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 十 流通業務団地
- 十一 その他政令で定める施設

都市計画法施行令

(法第十一条第一項第十一号の政令で定める施設)

第五条 法第十一条第一項第十一号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。

2 法第九条第一項第二号

土地収用法

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)

又は駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)による路外駐車場

二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設

三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設

三の三 都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和三十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設

四 運河法(大正二年法律第十六号)による運河の用に供する施設

五 国、地方公共団体、緑資源公団、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法(昭和三十四年法律第九十五号)によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

七 鉄道事業法(昭和三十二年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

七の二 日本鉄道建設公団が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設

七の三 本州四国連絡橋公団が設置する鉄道の用に供する施設

八 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

八の二 石油パイプライン事業法(昭和三十七年法律第百五号)による石油パイプライン事業の用に供する施設

九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

九の二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)による漁港施設

十の二 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)による海岸保全施設

十一 航路標識法(昭和三十四年法律第九十九号)による航路標識又は水路業務法(昭和三十五年法律第百二号)による水路測量標

十二 航空法(昭和三十七年法律第二百三十一号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十五の二 電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)

十六 放送法(昭和三十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備

十七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物

十七の二 電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

十七の三 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)によるガス工作物

十八 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

十九 市町村が消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法(昭和三十四年法律第百九十三号)による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法(昭和三十四年法律第百二十七号)による公民館(同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)による図書館(同

法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。)

二十三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校

二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)による保健所若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による火葬場

二十六 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)によると畜場又は化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)による化製場若しくは死亡獣畜取扱場

二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七十七号)第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の処分(再生を含む。))に係るものに限る。)及び地方公共団体が設置する公衆便所

二十八 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による中央卸売市場及び地方卸売市場

二十九 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)による公園事業

二十九の二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業

三十 国、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 日本原子力研究所が研究の用に供する施設

三十四 核燃料サイクル開発機構が核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

三十四の二 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号の施設及び同条第二項第一号の愛知豊川用水施設

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)第二十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

3 法第九条第一項第三号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令

(法第九条第一項第三号の政令で定める事業)

第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業

二 地方公共団体、地方住宅供給公社、都市基盤整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の賃貸又は譲渡に関する事業

三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業

四 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理に関する事業